

唐津市公告

地域計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更したので、同法第19条第8項の規定によりその旨を公告する。

令和7年12月12日

唐津市長 峰 達 郎



1 地域計画を変更した地区

- (1) 湊地区（唐津）
- (2) 浜崎地区（浜玉）
- (3) 平原地区（浜玉）
- (4) 天川地区（厳木）
- (5) 成瀬地区（北波多）
- (6) 名護屋・波戸地区（鎮西）
- (7) 殿ノ浦地区（呼子）
- (8) 馬川地区（七山）